

令和5年度 活動状況報告書

令和6年7月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

2023年4月30日に、滋賀県いじめ再調査委員会による県内私立中学校におけるいじめ重大事態に係る「調査報告書」が、知事に提出されました。2021年度に発生したこのいじめ事案は、コロナ禍において「話すこと」「関わること」を控えようという社会的な同調圧力がかけられ、子どもたちが人間関係、コミュニケーションなどに関して、「失敗付きの練習」を重ねる機会が乏しくなってきた中で起こっていました。

1対複数ではなく、1対1の関係でのトラブルが一人の当該生徒に関して4人との関係で発生し、いじめ問題になっていきました。それは、1対4ではなく、(1対1)×4という構造でした。公表されている「調査報告書-概要版-」によれば、「当該生徒が他の生徒との会話の最中にAが割り込むこと、(略)袖を引っ張られること」「Bが(略)当該生徒の容姿を捉えて点数を付けて呼んだこと」「当該生徒は、Cから頻繁に送られてくるLINE、およびその内容により、心身の苦痛を感じていたこと」「Dが(略)当該生徒に送ったLINEについては、自死を否定しない表現内容であり、不適当であった」といった内容でした。

教職員からみれば、1対1でのトラブルとして見え、3年間の中学校生活の中で、お互いの成長に期待しながら関係修復をしていくといった視点から指導、支援が指向されたために、いじめとしての認知がなされませんでした。しかし、当該生徒からすればトラブルには留まらない大きな負荷となり、中学1年の後半から中学3年まで2年4か月に及ぶ不登校重大事態となってしまったのです。コロナ禍以降、まず1対1の人間関係を求める子どもたちの動きが目立ってくる中で発生したいじめ問題であり、「つらい」という訴えがあった初期段階での認知が求められています。

文部科学省(2023)「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、小中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件(10.8%増)、小中学校における不登校の児童生徒数は299,048人(22.1%増)と報告されています。いずれの事象も過去最高であり、小学校低学年における増加が顕著となっています。学校現場でも対面で直接関わり合う授業、生活が戻ってくるなかで、コロナ禍の影響はより顕在化し、いじめ、不登校は急増してきました。

大津市のいじめ対策推進室に寄せられる相談の延べ対応回数も、長期継続事案が減ったために昨年度よりは減少していますが、依然として高い水準を保っています。また、保護者からの相談の割合も増加傾向にあり、保護者の抱える不安感への支援も重要な課題となっています。こうした状況に対して、昨年の報告書でも述べましたが、現在3名で対応している相談調査専門員について、早急な体制強化が必要と考えています。

2023年度の「大津の子どもをいじめから守る委員会」の活動は、毎月1回通常開催の定例会を中心に、相談事案に関する事例検討を重ねてきました。加えて、大津市内の小学校に教育委員会とも連携しながら訪問し、現場の管理職、関係する教職員と一緒に事例対応に関するケース会議を行い、子ども理解(アセスメント)と取組方針(プランニング)を深め、児童館などとの連携も図ってきました。

令和6年(2024年)7月

大津の子どもをいじめから守る委員会

委員長 春日井 敏之

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 本市における相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	1 9
3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動	2 5
4 相談・調整活動例の紹介	3 1
5 コラム	3 5

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	3 6
2 委員活動	3 6

参考 資料編

1 条例及び規則	3 7
2 委員名簿	4 1

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起こりました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

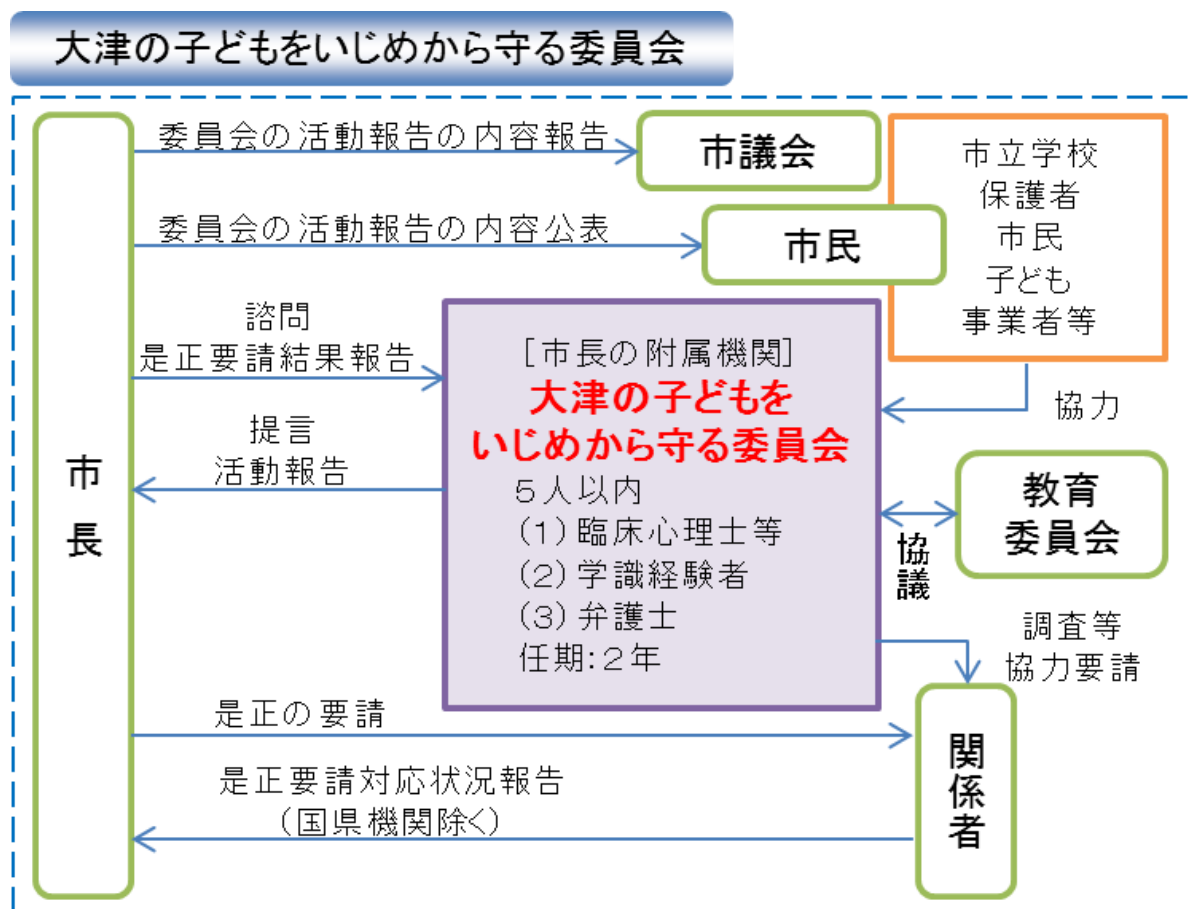
さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口へ寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る

委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和5年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
② 春日井 敏 之	立命館大学大学院教職研究科教授	委員長
① 佐々木 千 里	スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、社会福祉士 立命館大学非常勤講師	
② 徳 田 仁 子	臨床心理士、公認心理師 京都光華女子大学健康科学部心理学科教授	
③ 橋 本 俊 和	弁護士（大阪弁護士会）	副委員長
① 松 嶋 秀 明	臨床心理士、公認心理師 滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授	

※所属団体・役職等は、令和5年度時点のものです。

委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和5年度は、学識経験者である春日井委員が委員長を、弁護士である橋本委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

- 第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。
- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課²を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

² 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

大津市では、第三者調査委員会の報告書においても指摘された、二重三重の救済システムの構築と組織的な情報共有を確実なものとするため、学校、教育委員会、市が連携して、いじめ対策に取り組んでいます。

学 校

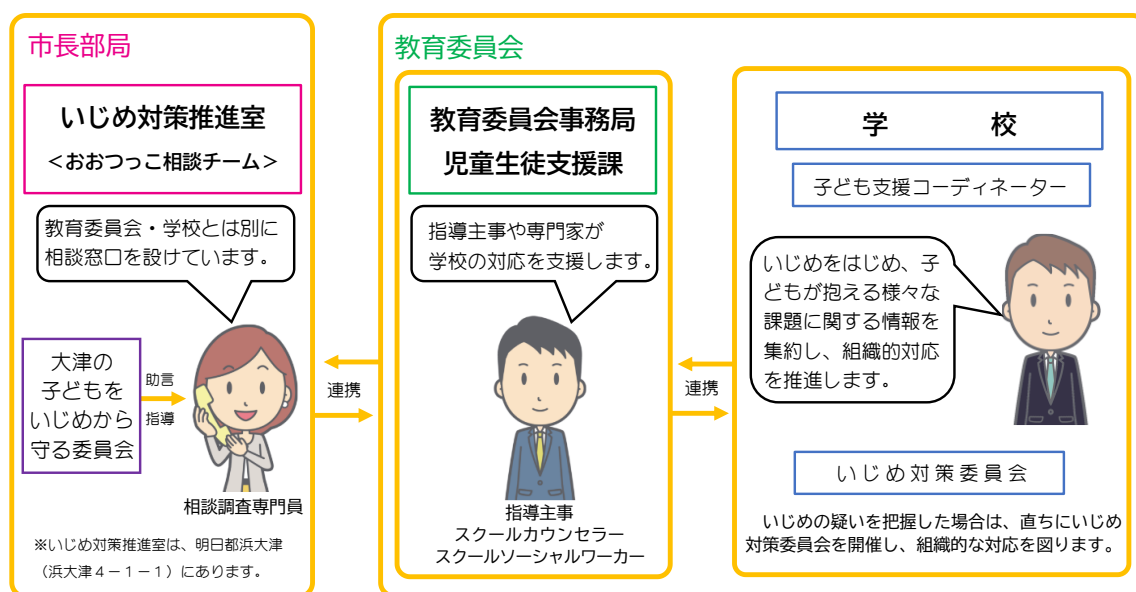
- ・子ども支援コーディネーターが中心となり、学校全体でのいじめ対策を推進します。
- ・学校でいじめの疑いを把握した場合は、教員個人で抱えることなく、速やかにいじめ対策委員会を開催して、組織的に対応します。
- ・把握したいじめ（疑いを含む）事案については、全件、教育委員会（児童生徒支援課）に報告します。

教育委員会

- ・いじめ対策を所管する児童生徒支援課に、指導主事や専門家を配置しています。
- ・学校からの報告内容を確認し、積極的に学校に対して指導・支援を行います。
- ・深刻と考えられる事案については、早い段階で指導主事や専門家を学校に派遣して対応を支援します。
- ・学校からのいじめ（疑いを含む）事案に関する報告は、全件、大津市のいじめ対策推進室と共有します。

大 津 市

- ・教育委員会ではない市長部局に、いじめ対策推進室を設置しています。
- ・学校、教育委員会とは別の立場で、いじめに関する相談に対応しています。また、市立小・中学校に通っていない子どもも含め、対応しています。
- ・教育委員会から情報共有されたいじめ（疑いを含む）事案の報告を確認し、必要に応じ、対応状況等の確認や助言を行います。
- ・条例に基づき設置されている「大津の子どもをいじめから守る委員会」で、外部の有識者や専門家から助言・支援を得ながら対応を行います。



第3期大津市いじめの防止に関する行動計画(大津市いじめ防止基本方針)より

Ⅱ 本市における相談対応等の実績

守る委員会が調査等を行ういじめ事案については、いじめ対策推進室の相談調査専門員が相談等を受けたものであり、この章の内容は、その相談対応等の実績について、いじめ対策推進室が取りまとめ、守る委員会に報告があったものです。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談のほか、市立小中学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する速報を受け、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討するとともに、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。

また、相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや保護者等からの相談に対応していますが、いじめの解消に向けた支援だけでなく、いじめ防止に関わる広報・啓発活動などにも取り組んでいます。

こういった活動は、平成25年、いじめ対策推進室に『おおつつこほっとダイヤル』という相談専用の電話を設置して始まり、令和5年度は、開設から11年目となりました。いじめ対策推進室は、子どもから直接相談を受ける窓口となることから、子どもに身近な存在として認識してもらえよう、普段から【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。現在、電話相談のほか、面談、手紙など、様々な方法で相談が寄せられており、以下は、その相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

相談受付状況

表1 相談受付状況

	事案数（件）	延べ対応回数（回）	1件あたりの 平均対応回数（回）
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.41
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18
令和元年度	224	1,325	5.92
令和2年度	123	1,163	9.46
令和3年度	94	1,014	10.79
令和4年度	137	1,229	8.97
令和5年度	136	936	6.88

表1は、11年間の相談受付状況です。【おおつつこほっとダイヤル】への電話相談を含め、令和5年度に相談を受けた事案数は、令和4年度とほぼ同様で136件、相談対応回数は、延べ936回

でした。令和5年度の1件あたりの平均対応回数は、6.88回となり、いじめ等の問題解決のために中長期的に関わった事案が多数ありました。

いじめの本質的な解決は、『ごめんね』『いいよ』といった表面的な謝罪や仲直りにあるわけではなく、子どもの尊厳の回復にあります。また、尊厳の回復の過程も個別の事案で異なり、トラブルが解決すればすぐに不安がなくなるというものではありません。そのため、子どもが感じている気持ちを丁寧に聴き取るようにし、問題解決後も子どもから「もう大丈夫。」という言葉が聴くことができるまで対応を行うように心がけています。

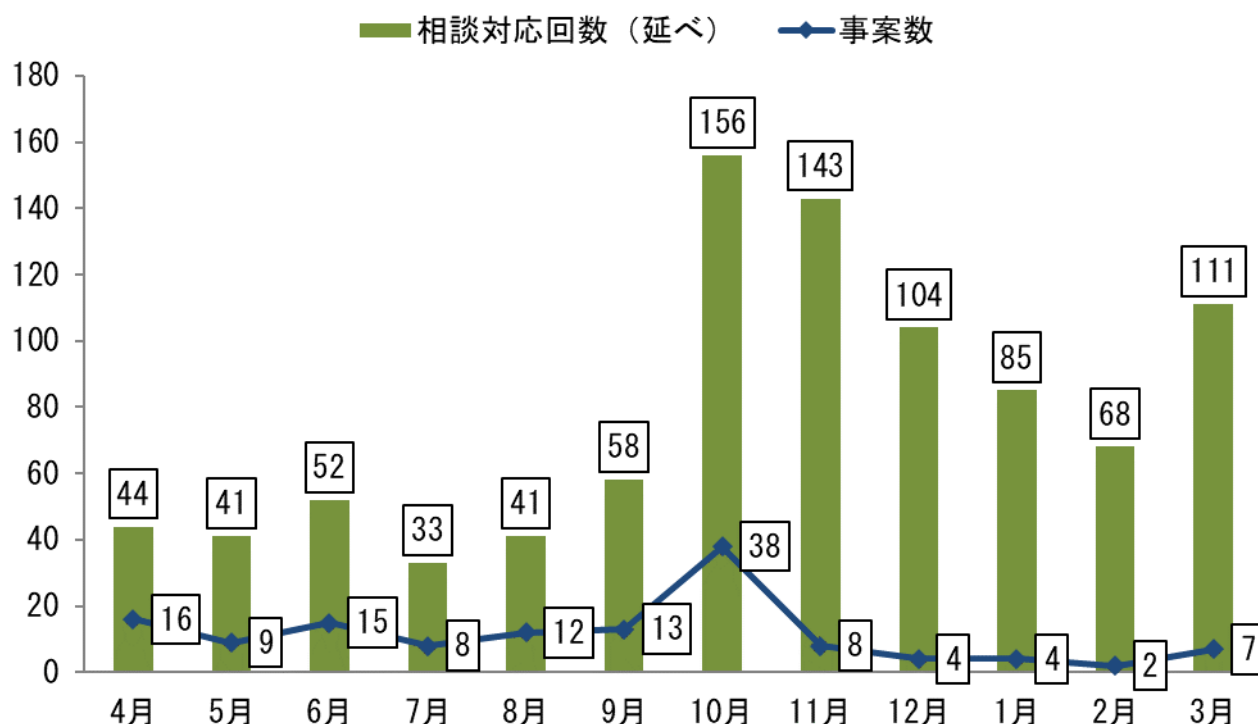


図1 令和5年度 相談受付状況

図1は、令和5年度の月別相談受付状況です。事案が年度を跨ぐ場合は、新規事案として計上しているため、4月の事案数には、前年度からの継続事案も含まれます。また、年度末までに一旦問題解決に至った事案であっても、環境の変化を伴う年度変わりのタイミングで、電話や手紙などによる様子確認のフォローアップを行っています。

条例では、6月と10月を「いじめ防止啓発月間」と定めています。令和5年度は、6月・7月に学校を通して【啓発カード※1】【おおつつこ相談チーム通信（夏号）※1】を子どもへ配布し、10月には同じく学校を通して【手紙相談用紙※1】【おおつつこ相談チーム通信（秋号）※1】を配布しました。特に10月の啓発月間には、手紙や通信といった啓発ツールを配布したこともあり、新規案件数は38件と年間を通して最多となりました。

6月・10月は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、人間関係が複雑になってきたりすることで、

※1 3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動(25p～30p)参照

いじめが発生しやすい環境が生まれます。いつの間にかできてしまった力関係に戸惑いを感じたり、作られてしまったキャラクターを演じ続けることにしんどさを感じたりする子どもも少なくありません。いじめの相談だけではなく、「自分のことを分かって欲しい。」「自分の思いを聴いて欲しい。」といった相談もこの時期に寄せられます。

このような時期に、啓発ツールやおおつつこ通信を配布することで、悩んでいる子どもが「誰かに相談してみよう。」と思うきっかけになればと考えています。啓発物を配布した直後には、相談件数が増加する傾向にありますが、配布した直後に限らず、一年を通じて満遍なく相談が寄せられる身近な相談窓口の一つとなれるよう、啓発活動を続けていきます。

相談対応の内訳

表2 相談者の内訳

		子ども	保護者等	学校・ 関係機関等	市民等	合計
平成30年度	回数(回)	331	271	241	23	866
	割合(%)	38.2%	31.3%	27.8%	2.7%	100%
令和元年度	回数(回)	555	548	198	24	1,325
	割合(%)	41.9%	41.4%	14.9%	1.8%	100%
令和2年度	回数(回)	355	421	382	5	1,163
	割合(%)	30.5%	36.2%	32.8%	0.4%	100%
令和3年度	回数(回)	181	432	387	14	1,014
	割合(%)	17.9%	42.6%	38.2%	1.4%	100%
令和4年度	回数(回)	344	474	404	7	1,229
	割合(%)	28.0%	38.6%	32.9%	0.6%	100%
令和5年度	回数(回)	271	378	277	10	936
	割合(%)	29.0%	40.4%	29.6%	1.1%	100%

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

以下の図表において全て同じ。

表2は、延べ対応回数の対象となった相談者の内訳を年度ごとにまとめたものです。

令和5年度の延べ対応回数全体に占める【子ども】の割合は約3割、【保護者】は約4割で、当事者の対応が約7割を占めます。【学校・関係機関等】の対応は、令和4年度とほぼ同様の約3割となっています。例年、【学校・関係機関等】が一定の割合を占めるのは、相談対応では、子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもの最善の利益の実現に向けて、教職員や関係機関職員等と連携する機会もあるためです。

表3 令和5年度 初回相談者内訳(件)

	子ども							保護者等		学校・ 関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 生低学 年	小学 生高学 年	中学 生	中卒 の高校 生	18 歳以上	学 齢不明	親	親 以外 の親 族	教 職 員	教 委 職 員	市 職 員		
いじめ	0	10	15	3	1	0	2	32	1	1	1	2	0	68
いじめ以外	0	13	13	7	4	0	1	18	3	2	0	1	6	68
計	0	23	28	10	5	0	3	50	4	3	1	3	6	136
	69							54		7				

(参考：令和4年度)

(参考：令和4年度)														
計	0	20	30	9	7	0	4	55	2	7	1	0	2	137
	70							57		8				

表3は、令和5年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談してきた人のことを言います。

令和5年度も、令和4年度とほぼ同様の傾向で、子どもからの割合が全体の半数以上を占めています。相談してくる子どもの中には、問題を解決してもらいたい訳ではなく、「自分の気持ちをただ聴いて欲しい。」という思いを持っている子どもも少なくありません。そのため、相談対応の中では、早急に解決へ導こうとするのではなく、子どもの隣に寄り添って歩くようなイメージを大切にしながら、話を聴くように心がけています。

また、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）に相談してきた子どもの中には、「保護者や学校の先生に相談したら大事になるので、相談できなかった。」という声もあり、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）が「秘密を守る第三者的な相談窓口である」という認識が活動の継続とともに子どもの間にも浸透してきたように思います。

表4 相談の対象となる子どもの学齢別内訳

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校・ 中卒後	18歳 以上	その他	計
令和3年度	回数(回)	0	125	619	213	38	5	14	1,014
	割合(%)	0%	12.3%	61.0%	21.0%	3.7%	0.5%	1.4%	100%
令和4年度	回数(回)	1	245	371	461	137	0	14	1,229
	割合(%)	0.1%	19.9%	30.2%	37.5%	11.1%	0%	1.1%	100%
令和5年度	回数(回)	4	248	453	187	32	1	11	936
	割合(%)	0.4%	26.5%	48.4%	20.0%	3.4%	0.1%	1.2%	100%

表4は、延べ対応回数を相談の対象となる子どもの学齢別に分類したものです。令和5年度は、【小学校高学年】の割合が最も多く、全体の約半数を占めています。その要因として、【小学校高学年】における相談対応が長期にわたったことから、延べ対応回数が増加した点が挙げられます。次いで、【小学校低学年】の割合が約3割となり、小学生が全体の約4分の3を占めました。

近年、相談対応が中・長期にわたる傾向にあります。相談内容が深刻かつ、複雑であり、相談終結にたどり着くまでに時間を要する事案が増えてきています。また、相談当初は、いじめの相談であったものでも、相談を重ねるにつれて、思春期的な悩みや家族に対する悩みなどが語られることも少なくなく、子どもの悩みが複雑に絡まっていることも影響していると考えられます。

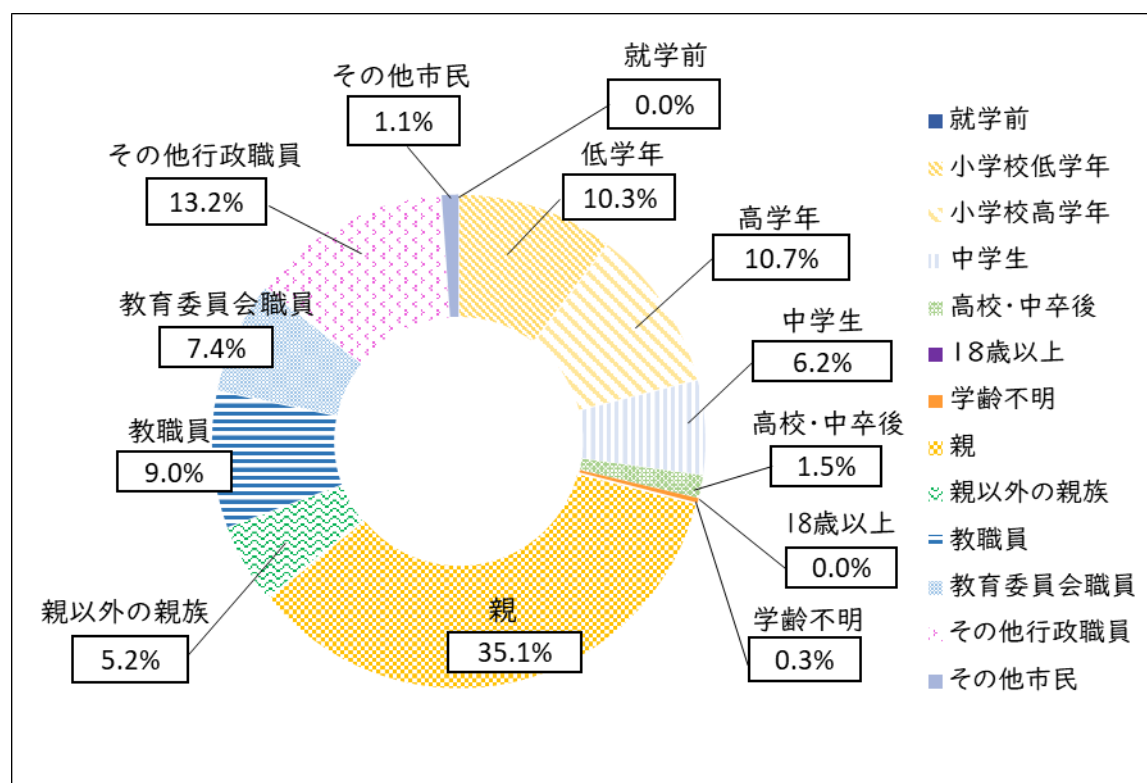


図2 令和5年度 相談者の内訳 詳細

図2は、令和5年度の相談者の内訳の詳細な割合です。保護者や教職員等の大人の思いと子どもの思いが異なるものであることは少なくありません。子どもの意向をもとに、学校等の関係機関と連携して相談対応にあたる場合がありますが、その際には、子どもが安心できる環境をどのように実現していくかを教職員等と一緒に考えていくように心がけています。

また、大人に比べて子どもは、自分の思いを言葉にすることが難しいため、話し合いの場に相談調査専門員が立ち会い、子どもが自身の思いや考えを伝える手伝いをすることもあります。

当事者である子どもとの直接の関わり

いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）では、子どもを中心とした支援を実現するべく、初回の相談が大人（保護者等）からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるよう、子どもと会って話を聴く機会を確保するように努めています。

表5は、事案対応にあたり、当事者である子どもとの直接の関わりの有無を整理したものです。令和5年度は、新規事案136件のうち、当事者である子どもと直接関わる事ができたのは86件で、全体の6割以上を占めています。

また、P. 11表3のとおり、子どもが初回相談者であった事案が69件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わる事ができるようになった』事案が17件ということになります。

表5 当事者である子どもとの直接の関わり(件)

	あり	なし	計
令和元年度	159	65	224
令和2年度	76	47	123
令和3年度	50	44	94
令和4年度	79	58	137
令和5年度	86	50	136

保護者から初回相談があった場合、子どもとの面談につなげるためには、まず、相談調査専門員が相談してきた保護者からの信頼を得ることが大切だと考えます。いじめという予期せぬ事態に直面し、「どうしたらいいか分からない」という状態で電話を架けてくる保護者もいるため、まずは、相談調査専門員が保護者の思いを受け止めながら、丁寧に話を聴きます。そして、状況を整理しながら、解決方法を模索する中で、子ども本人の思いや意向を確認するために、子どもとの面談をお願いしています。

直接関わりをもった子どもの内訳

図3は、令和5年度に直接の関わりをもった子どもを学齢別に分類したものです。

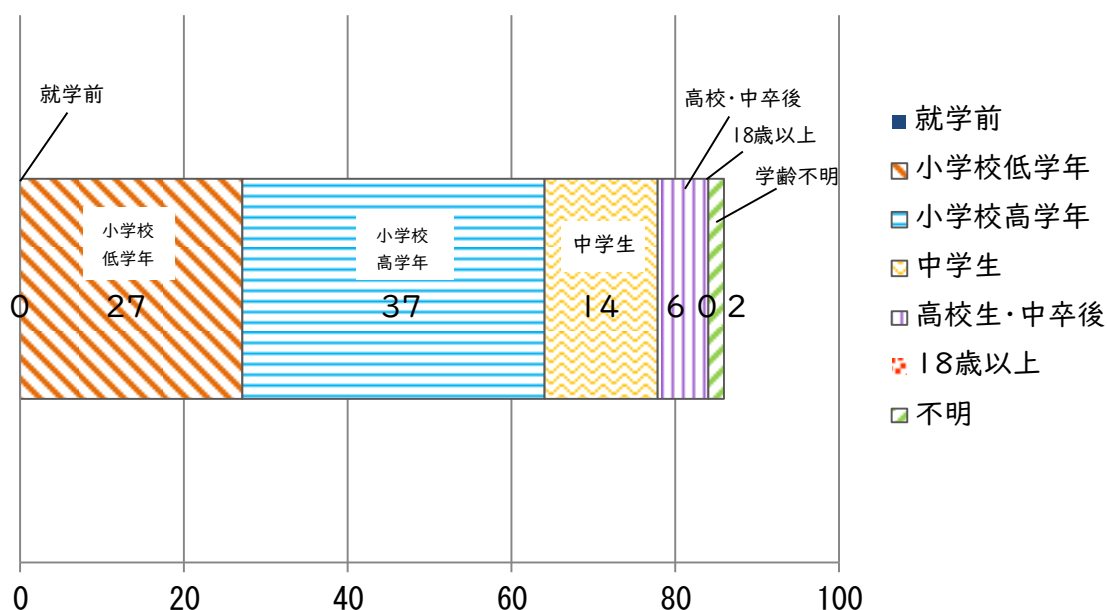


図3 令和5年度 直接関わりを持った子どもの内訳

表6 令和5年度 直接関わりをもった子どもの学齢(人)

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生 中卒後	18歳 以上	年齢 不明	計
令和元年度	0	45	48	46	10	0	10	159
令和2年度	1	21	28	14	7	2	3	76
令和3年度	0	13	11	16	6	2	2	50
令和4年度	0	22	34	12	7	0	4	79
令和5年度	0	27	37	14	6	0	2	86

表6は、直接関わりをもった子どもの学齢別の内訳の推移を示したものです。令和5年度は、ポスターやおおつつこ通信などを通して、保護者にもおおつつこ相談チームが子どものための相談窓口であることなどを伝えてきました。その影響もあってか、子どもと直接関わりをもつ機会が増えています。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施を見送っていた「ふれあい交流会」※2の再開やメール相談※2の実施を予定しています。

※2 3【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動(25p～30p)参照

相談対応の方法

表7 令和5年度 相談対応の方法

	面談	電話	手紙	メール	その他	計
回数（回）	267	520	113	36	0	936
割合（％）	28.5%	55.6%	12.1%	3.8%	0.0%	100%

表7は、令和5年度の相談対応の方法を整理したものです。

いじめ対策推進室では、主に以下の3つの方法で相談対応を行っています。

① 電話での相談

フリーダイヤルの相談電話専用回線【おおつつこほっとダイヤル】を設けて、相談対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、このフリーダイヤルの番号をより多くの子どもや市民等へ広く通知するように努めています。

② 面談での相談

電話相談や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会につながるよう努めています。生身の人間同士が触れ合う時に感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解する際に有効であり、「子どもの声を聴く」という相談対応においては、これらを含むコミュニケーションが不可欠です。

表8 令和5年度 面談対応における相談場所

	相談室 (明日都)	家庭 訪問	学校	市民 センター	児童クラブ ・児童館	公園	行政 機関	その他	計
回数(回)	189	0	30	14	2	0	32	0	267
割合(%)	70.8%	0.0%	11.2%	5.2%	0.7%	0.0%	12.0%	0.0%	100%

表8は、令和5年度の面談対応における相談場所を整理したものです。

明日都浜大津2Fにあるいじめ対策推進室には相談室があり、相談者が来所した場合は、相談室で面談を行います。また、本市の地理的事実もあり、相談室まで面談に来ることが難しい相談者も少なくないため、家庭訪問や地域の公民館・児童館・公園などでの面談も行っています。【学校】の項目の内訳には、相談者との面談のみではなく、子ども及び保護者から「関係調整」の要望があった場合、あるいは「子どもの最善の利益」を保障するという名目で学校へ「関係調整」に入った件数も含まれます。

関係調整では、子どもを中心とした支援を実現するために、子どもの気持ちや意向を丁寧に確認する作業が欠かせません。そのために複数回の面談をお願いすることがありますが、子どもに過度な負担をかけないように配慮し、子どもが会いやすい場所で面談を実施するなどしています。

③ 手紙での相談

毎年、手紙相談の用紙を子どもに配布しています。令和５年度は、いじめ防止啓発月間である１０月に大津市内にある公立の小学校・中学校に配布しました。

表9 令和5年度 手紙相談 月別受付状況(件)

手紙	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受領	3	1	2	0	2	1	21	11	5	3	3	4	56
発信	3	3	2	0	1	1	6	18	18	1	1	3	57
合計	6	4	4	0	3	2	27	29	23	4	4	7	113

子どもの中には「電話ではちょっと話しにくい。」「電話をかける環境が整っていない。」といった悩みを抱えている子どもも少なくありません。そのような子どもにとって、手紙は、自分の思いを誰かに伝えるための方法の一つとなっています。

令和４年度は、小学生向けの手紙用紙のデザインを変更したことが影響したのか、令和３年度の受領件数の３．２倍もの手紙を受領しました。令和５年度は、令和４年度に比べ、受領件数は１割ほど減少したものの、相談対応の方法（表７）における手紙相談の割合については、令和４年度同様に全体の１割以上を占めています。

表10 令和5年度 手紙相談の内訳(件)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	不明	小計	合計
	14	17	26	16	7	6	0	86	113
中学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	14	0	0				0	14	
高等学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	0	5	0				0	5	
その他	市民等						不明	小計	
	5						3	8	

表１０は、手紙相談の対応件数を学年別に分類したものです。小学生からの手紙相談対応件数は８６件となっており、これは手紙相談対応件数１１３件のうちの４分の３以上を占めています。

小学校低学年においても、携帯電話やスマートフォンの所持率は年々上がってきていますが、手紙は小学生の子どもにとって、身近な相談ツールの１つとなっているようです。

一方で、中学生以上の手紙相談の対応件数は、中学生が１４件（うち、２・３年生は０件）、

高校生が5件と少数でした。携帯電話やスマートフォンの所持率が上がっていることや、家庭でのインターネットの普及が進み、SNSを使った相談やLINE相談等、相談方法の選択肢が増えたことなどが影響していると考えられます。

近年、小中学校におけるICT授業の取組が加速していることに鑑み、いじめ対策推進室でもインターネットを活用した新たな相談について検討を開始しており、令和6年度には、教育委員会から市内小中学校へ通う全児童生徒へ配布されているタブレット端末を活用した【メール相談】の運用を開始する予定です。

手紙相談を継続する場合は、手紙で相談を続けるケースがほとんどですが、手紙から電話や面談につながったケースもあります。

返事の手紙を郵送した後に子どもから再度の連絡がなく、経過が不明なケースが一定数見られることから、平成30年度から新たな試みとして、経過が不明となっている子どもに向けて、学期末等に相談調査専門員から状況確認のための手紙を送っています。手紙を受け取った何人かの子どもが、「その後、解決して元気になっています。」と報告してくれたり、報告と同時に新たな悩みを相談してきたりすることから、一定の効果があると感じています。

子どもから届いた手紙には、たくさんの思いが込められています。たった一往復、まして文字のやりとりだけで相談を行うことは非常に難しいことですが、手紙を書ってくれた子どもの気持ちに少しでも寄り添えるように、相談調査専門員間で検討を重ねて返事を書いています。

また、子どもからの手紙の中には、「自分の気持ちを書いたことですっきりした。」「返事はいらないけれど、自分の気持ちを聞いて欲しい。」といった内容のものもあり、手紙が、子どもにとって自分の気持ちや考えを整理してすっきりするためのツールとなることも分かりました。

相談方法の内訳

令和5年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を表とグラフにまとめました。

表11 令和5年度 相談方法【大人・子ども別】(回)

	面談	電話	手紙	メール	計
大人	172	452	5	36	665
子ども	95	68	108	0	271
計	267	520	113	36	936

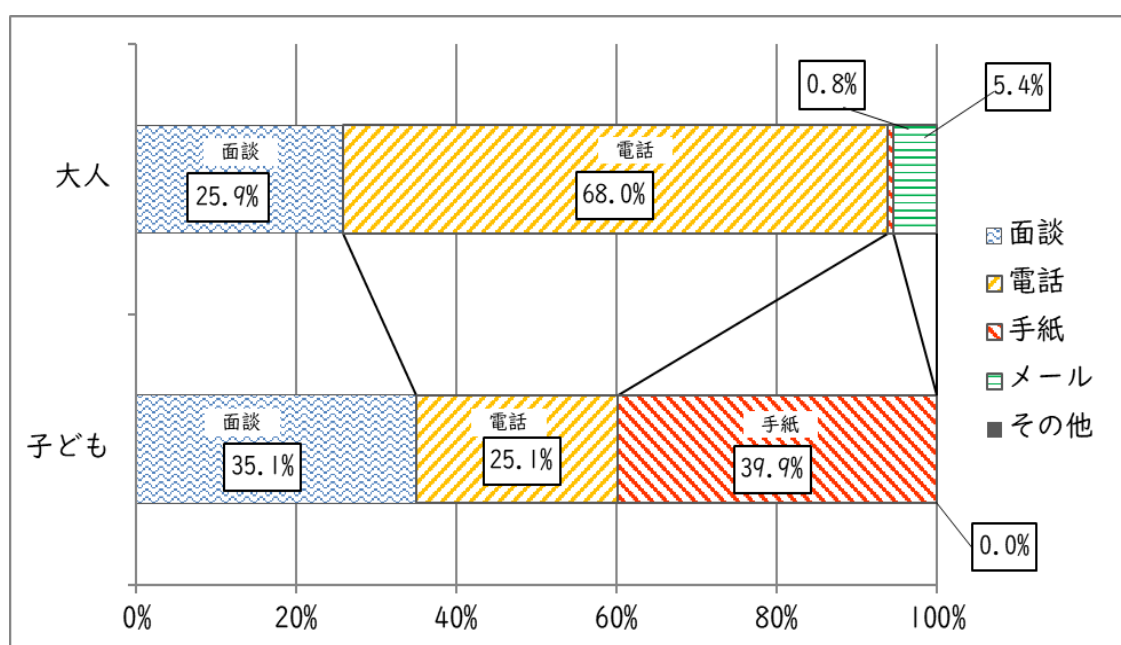


図4 令和5年度 相談方法【大人・子ども】(回)

大人の相談方法は、例年、【電話】が最も多く、令和5年度においても7割近くを占めています。その一方で、子どもの相談方法においては、例年、【電話】・【面談】・【手紙】それぞれ3割程度で推移してきましたが、令和5年度においては【手紙】が最も多く、約4割を占めました。

電話や手紙から始まった子どもからの相談については、子どものニーズを確認しつつ、1回は面談相談を提案するようにしています。面談相談は、保護者の送迎等が必要になる場合が多いため、実現がむずかしいですが、会って話すことで、子どもが自分の気持ちをうまく言葉で表せない場合も、その表情や仕草から読み取れるものが多くあります。子どもは、最初は初めて会う大人に対して、少し緊張した様子も見せますが、遊びを取り入れながら面談を重ねていくうちに、徐々に心を開いてくれるようになり、「会って話ができてよかった。」と言ってくれることが多いです。

2 相談の内容

いじめを主訴とする相談

表12 令和5年度 初回相談内容の内訳

	いじめ	いじめ以外	計
件数(件)	68	68	136
割合(%)	50.0%	50.0%	100%

表12は、令和5年度の新規相談136件の主訴の内訳を示したものです。新規相談136件のうち、主訴がいじめ、いじめ以外の件数が半数ずつでした。

表13 令和5年度 いじめを主訴とする相談内容の内訳

いじめの主訴		ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	金品をたかられる(恐喝)	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	その他	計
新規相談	件数(件)	36	15	14	1	0	0	0	0	2	68
	割合(%)	52.9%	22.1%	20.6%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	100%
対全体 ※割合(%)		26.5%	11.0%	10.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	50.0%

※割合は、新規相談件数136件に対する割合を示しています

表13は、令和5年度のいじめを主訴とする新規相談件数68件の相談内容の内訳を示したものです。いじめを主訴とする相談では、【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】が最も多く、【仲間はずれ、集団による無視をされる】【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】といった訴えも多くなりました。小さなトラブルが徐々にエスカレートして、重大ないじめに発展する可能性も高くなるため、早い段階でいじめに気づき、適切な対応を行うことが子どもをいじめから守る上で非常に重要になります。子ども本人が、嫌だと感じた時にすぐSOSを出せる環境を作ることは、私たち大人に課せられた大切な役割であると感じています。

いじめを主訴とする相談内容の変化

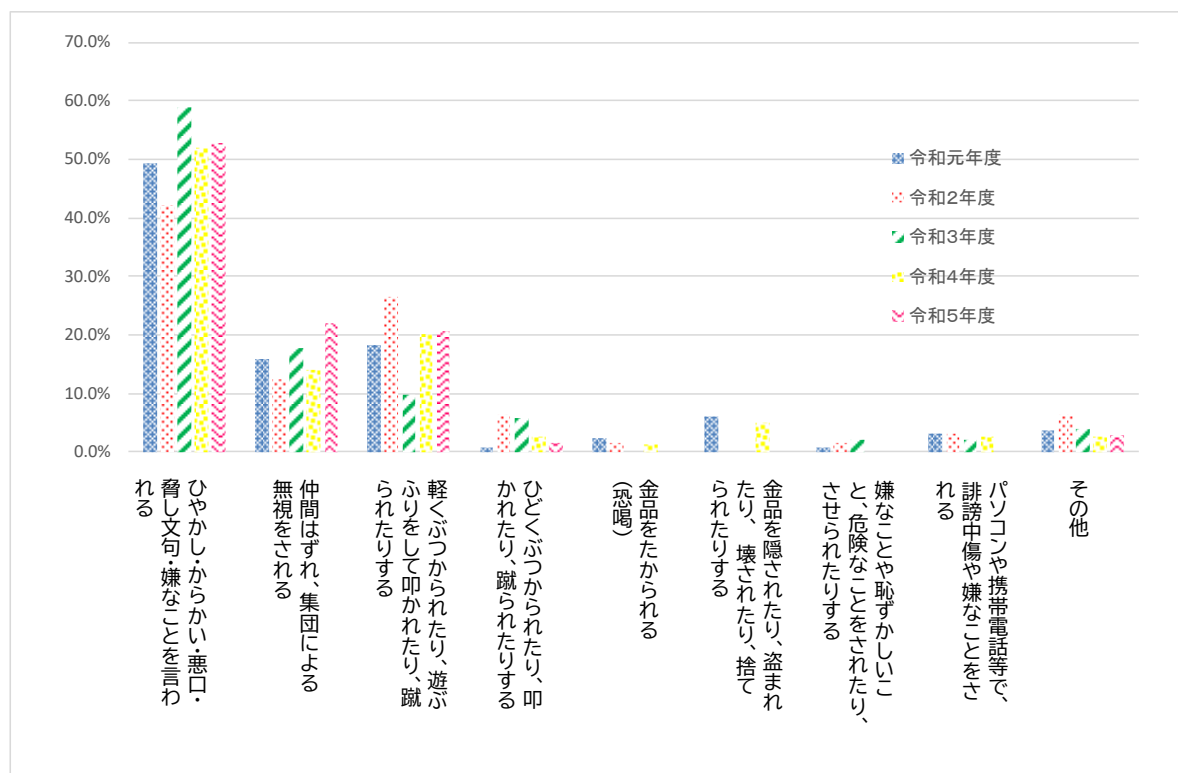


図5 いじめを主訴とする相談内容の変化

図5は、令和元年度から令和5年度の5年間のいじめを主訴とする新規相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

令和3年度以降【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】は、相談の半数を占めています。新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度以降は、学校行事の縮小・中止、外出制限など、学校だけでなく私生活でも活動が制限されていました。マスク生活となったことで、相手の表情が分かりづらくなり、以前よりも相手の気持ちを察したりすることが難しくなりました。令和4年度から徐々に行動制限が緩和され、学校生活が再開されるようになると、【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】が増加しました。その要因として、子どもたちが自分の気持ちをうまく伝え合うことができないストレスが、暴力行為につながったのではないかと考えられます。令和5年度には、【仲間外れ、集団による無視をされる】などの訴えも増えました。子どもたちの距離が近くなれば、このようなトラブルも増加する傾向にあります。

いじめを主訴とする相談内容からも、社会の変化が子どもの生活環境に影響を与えていたことが窺えます。

いじめ以外を主訴とする相談

表14 令和5年度 いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳

いじめ以外の主訴		交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	計
新規相談	件数 (件)	11	11	0	10	6	6	1	2	9	2	5	5	68
	割合 (%)	16.2%	16.2%	0.0%	14.7%	8.8%	8.8%	1.5%	2.9%	13.2%	2.9%	7.4%	7.4%	100%
対全体 ※割合 (%)		8.1%	8.1	0.0%	7.4%	4.4%	4.4%	0.7%	1.5%	6.6%	1.5%	3.7%	3.7%	50.0%

※割合(%)は、新規相談件数 136 件に対する割合を示します

表 1 4 は、令和 5 年度のいじめ以外を主訴とする新規相談件数 6 8 件の相談内容の内訳を示したものです。

令和 5 年度は、【交友関係】【不登校】の相談件数がそれぞれ 1 1 件で最多となりました。長く続いたコロナ禍での行動制限が緩和され、学校生活が変化する中で、友人関係の構築に戸惑いを感じ、不安や悩みを抱える子どもは少なくありません。子どもたちの中には、自分自身のモヤモヤした気持ちをうまく表現できず、「誰にも分かってもらえない」という気持ちが強まり、人との関わりを避けることで、不登校につながることもあります。

また、【心身】【家族関係】の相談からは、安心・安全な場所であるはずの家庭においても、同居する家族との複雑な関係の中で生活している子どもが少なくないことが分かります。

【教員などの指導】【学校園の対応】では、「自分の不安や戸惑いを周囲の大人に理解してもらえない。」といった内容の相談が複数ありました。

子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、「いじめ」か「いじめでない」かで単純に割り切って考えることができない場合が多いように思います。いじめ対策推進室では、いじめ以外の問題が関係し、相談調査専門員のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関との連携を意識しながら活動しています。他機関との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

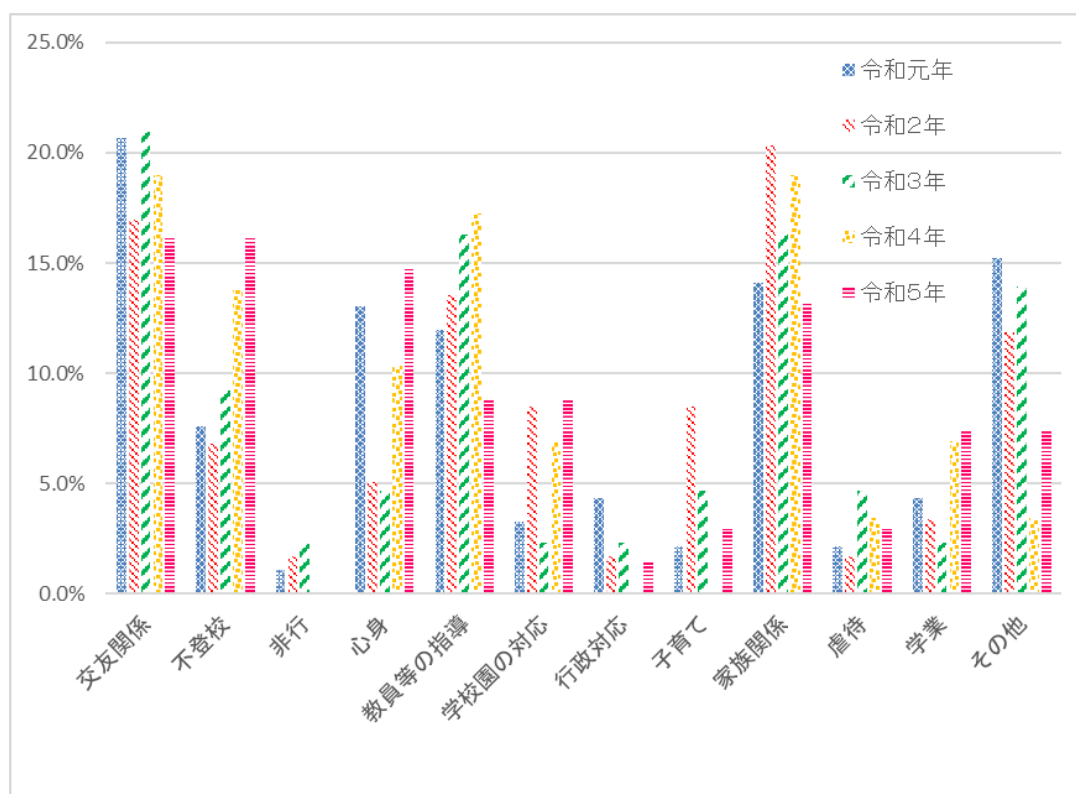


図6 いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

図6は、令和元年度から令和5年度の5年間で、いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

令和5年度では、前年度に比べ【不登校】【心身】の相談が増えました。新型コロナウイルス感染拡大以降、全国的にも不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。学校に行って教室で授業を受けるのが当たり前だった生活から、ネット環境が整っていれば、家庭でも授業を受けられるようになり、家に居ながらも学ぶことが可能になりました。子どもの学習権の保障が強化された一方で、「登校しない」という選択を取ることにに対するハードルも下がったように思います。

また、【心身】に関する訴えでは、社会の急激な変化や身近な環境の変化に、戸惑いや不安を抱いている子どもからの相談が増えています。

子どもは、自分自身や家族を中心とした小集団から少しずつ広がっていく人間関係の中で、さまざまな人と出会いながら成長していきます。自分の思いを受け止めてくれる人との出会いは、子どもの豊かな心の成長につながります。

副次的な訴え

表15は、令和5年度の副次的訴えの内容を整理したものです。対応回数では、副次的訴えとして、例年【学校園の対応】【教員等の指導】が高い割合を占めており、【家族関係】【虐待】【不登校】に関する訴えも多くありました。

表15 令和5年度 副次的訴え

		交友関係の悩み (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの 心身の悩み	教員等の指導	学校園の対応	行政の対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	該当なし	計
令和5年度	対応回数 (件)	54	65	0	30	72	273	9	43	109	65	50	12	154	936
	割合 (%)	5.8%	6.9%	0.0%	3.2%	7.7%	29.2%	1.0%	4.6%	11.6%	6.9%	5.3%	1.3%	16.5%	100%

相談の主訴がいじめかいじめ以外かにかかわらず、丁寧に話を聞いていくと、数々の問題が複雑に絡み合っている場合があります。副次的な訴えの内容也多岐にわたり、子どもを取り巻く問題が複合的であることがわかります。

【学校園の対応】【教員等の指導】の訴えが多い背景には、いじめ事案の発生を契機に子どもと保護者、子どもと学校園・教員等の関係がこじれてしまい、子どもと大人の信頼関係が失われ、子どもが孤立してしまう事案が少なからずあります。そのような場合には、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）は、第三者的な立場を大切にしながら、当事者である子どもの気持ちを置き去りにしないように、丁寧に子どもの意向を確認し、必要に応じてそれを保護者や学校の先生等へ伝えるといった調整活動を行うこともあります。

子どもを取り巻く問題は複合的であり、いじめの問題と並行しながら、また時には、いじめの問題が解消した後に、他の問題が明らかになることもあります。このような場合、他機関への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

しかし、他機関との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、当事者へ広く周知ができておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることもあります。

私たちいじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）や守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもに正確に知ってもらえるような活動を行い、子どもが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があるように思います。

相談者と主訴の相手方との関係性

表16 令和5年度 相談者と主訴の相手方との関係性

相談者と主訴の相手方との関係性		子ども・学校 関係	子ども・学校外 関係	子ども・学校園 関係	子どもと保護者・ 家族との関係	保護者と学校園との 関係	行政機関と保護者との 関係	保護者間の関係	夫婦・親族間の 関係	その他	該当なし	計
主たる 関係性	対応回数	561	15	165	120	14	2	0	2	51	6	936
	割合(%)	59.9%	1.6%	17.6%	12.8%	1.5%	0.2%	0.0%	0.2%	5.4%	0.6%	100%
副次的な 関係性	対応回数	13	3	155	257	225	8	9	17	11	238	936
	割合(%)	1.4%	0.3%	16.6%	27.5%	24.0%	0.9%	1.0%	1.8%	1.2%	25.4%	100%

表16は、令和5年度に寄せられた936回の相談内容における相談者と主訴の相手方との関係性を表したものです。主訴が「いじめ」か、「いじめでない」かを区別せずに、どのような相手との関係に悩んで相談を寄せてくれたかということに着目してみました。

はじめに、主たる関係性においては、【学校における子ども同士の関係】が約6割を占めていることが分かります。子どもの多くは、学校にて、決められたクラスのメンバーと一日の大半を過ごし、その生活を1年単位で繰り返しながら、他者との関わりを学びます。人の集まる場所には、自然に力関係ができ、人との関わりの中で「もめ事」が起こります。次いで【子どもと学校園との関係】が多くなっており、【学校における子ども同士の関係】を合わせると8割近くになっています。子どもは教室の中で、自分の居場所を作るために日々神経を使っていると思われ、この数字からもそのことが読み取れます。

次に副次的な関係性を見ると、【保護者と学校園との関係】【子どもと保護者・家族との関係】【子どもと学校園との関係】が、全体の7割近くに及んでいます。子どもは主訴の相手方との問題や悩みを解決するために、家族や学校園の先生等に相談することが多いと思われますが、そこでの関係においても何らかの悩みや問題を抱えていることが少なくないようです。

特に【子どもと保護者・家族との関係】【子どもと学校園との関係】に関する相談は、主たる関係性においても副次的な関係性においても高い割合を示しています。子どもは、学校や家庭が安心・安全な場所であったとしても、人間関係の中で何らかの悩みや葛藤を抱えながら、成長・発達の歩を進めていくもので、相談活動を通してたくさん子どもと出会う中で、子どもが大人に対して望む思いは、「余計な干渉をされたくないけど、放ったらかしにはされたくない。」ということではないかと感じます。周囲の大人が、子どもの成長・発達の過程にそのようなアンビバレント(両価的)な思いがあることを知っておくことも子ども支援には必要であるように思います。

3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動

子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。まずは、子どもに「困った時には相談できるところがある」ということを知ってもらうために、「いつでもあなたの話を聴くよ」「一人で悩まないで」というメッセージを込め、以下のような広報・啓発活動を行っています。

広報啓発ツールの配布

■おおつつこほっとダイヤルカード

令和5年度は、いじめ防止啓発月間である6月に学校の協力を得て、市内小中学校の全学年を対象に【おおつつこほっとダイヤル】の啓発カードを配布しました。

【小学生用】



【中学生用】



■おおつつこ手紙相談

令和5年度は、いじめ防止啓発月間である10月に学校の協力を得て、市内の小中学校の全年を対象に【おおつつこ手紙相談】の用紙を配布しました。

手紙用紙は、子どもがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずにそのまま投函できるようになっています。子どもが「返信がほしい」と希望している場合は、相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間以内には子どもの手元に返事が届くようにしています。

手紙相談用紙は、用紙の一部に啓発カードを印刷し、子どもがそれを自分で切り取ってカードとして保持できるように工夫を凝らしています。受領した手紙の中には、カード部分が切り取られたものが多数あり、手紙を書いた子どもがカードとして保持してくれているようです。また、令和4年度からは、小学生向けの手紙用紙に少し変更を加えました。自由記述式であったものに【悩みの内容】や【感情（気持ち）】などの項目を追加し、子どもが選択肢の中から丸を付けて選べるようなデザインに変更しています。デザイン変更をして以降、子どもの相談方法では「手紙相談」の件数が最も多くなっています。

おおつつこ手紙相談用紙

この画像の全部または一部について、
著作権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ相談チーム通信の配布

令和5年度は、7月・10月に市立の小中学校に通う子どもを対象に【おおつつこ相談チーム通信】を配布しました。【小学校低学年向け】【小学校高学年向け】【中学生向け】と学齢に合わせて内容を変更し、おおつつこ相談チームの活動や私たちが日々の相談活動を通じて感じていること、子どもに伝えたいことなどを書いて届けるようにしています。

通信の中にコラムや遊びを取り入れたページなども盛り込み、子どもが読んで楽しいと思えるような通信を作成するように心がけています。

また、当室の活動方針を保護者の方にも理解してもらうために、【小学校低学年向け通信】の中には【保護者の方へ】と題し、当室の活動方針について説明するコーナーを設けました。通信を通じてあらかじめ説明をしておくことで、当室の活動方針を理解した上で相談を寄せる保護者の方も少なくなく、そういった事案では、子どもとの面談にスムーズにつながり、子どもの思いを確認しながら対応することができました。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ通信夏号
小学校高学年版

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこふれあい交流会

相談調査専門員が、地域に出向いて子どもたちと関わる活動を「おおつつこふれあい交流会」と称し、毎年、夏休み期間中に大津市内の児童館や児童クラブを訪問していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和元年度以降は、出前授業やふれあい交流会などの啓発活動を見送ってきました。おおつつこふれあい交流会を開催時には、子どもと遊びなどを通して交流したり、ミニ出前授業などを行ったりしていましたが、おおつつこふれあい交流会を中止して以降は、下記の啓発ポスターを作成し、児童館や児童クラブ、図書館などに掲示を依頼してきました。

令和5年度には、「ふれあい交流会」の再開に向けて、相談調査専門員が各児童館を訪問し、児童館の職員と児童館の現状や子どもたちの利用状況等について意見交換を行いました。その際、児童館から気になる子どもに関する情報提供を受け、児童館のはたらきかけによって当室への相談につながったケースなどもあり、相談調査専門員が地域に出向くことの意義を再認識しました。

令和6年度は、令和5年度の児童館との意見交換内容を参考にしながら、従来どおりの「ふれあい交流会」を再開する予定です。

児童館・児童クラブ用ポスター

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ相談チームの紹介動画

令和元年度以降、新型コロナウイルスによるふれあい交流会等の活動自粛に伴い、「おおつつこ相談チーム」の認知率の低下などがみられました。そのため、子どもたちに「おおつつこ相談チーム」を知ってもらい、より身近な相談窓口として、気軽に相談してもらえるように「おおつつこ相談チームの紹介動画（30秒）」を作成しました。

動画の内容としては、いじめや友達関係で悩んだときの相談窓口として「おおつつこ相談チーム」を紹介し、無料の電話や手紙で相談を受け付けていることを説明するとともに、相談者を応援し、その気持ちが晴れるように協力したいというメッセージを伝えるものとなっています。

紹介動画（画面抜粋）

～いじめや友達関係で悩んだときの「おおつつこ相談チーム」～



(1) 大津市役所 YouTube チャンネル

「おおつつこ相談チーム：いじめや友達関係で悩んだとき（30 秒動画）

<https://youtu.be/U7IFTXVXMWI>

(2) 大津市ホームページ

「おおつつこ相談チームの紹介（子どものみなさんへ）」

[https://www.city.otsu.lg.jp/ijime taisaku/kodomo/2/1.html](https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/kodomo/2/1.html)

※二次元コード (1)



(2)



今後は、相談カードを始めとした啓発物品等に動画の二次元コードを掲載して配布するなど、積極的に活用していく予定です。

4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から複数の事例を一般化し、一部加工してご紹介します。

■ 事例1 小学校5年生Aさんの場合 子どもからの相談【友人関係の悩み】短期対応

2学期も半ばに差し掛かった頃、小学校5年生Aさんから入電があった。数日前に学校でおおつつこ相談チーム通信が配布され、それを見て、おおつつこほっとダイヤルに相談してくれたとのことであった。Aさんは「最近、友達のCさんから避けられている。どうしたらいいのかわからない。電話で話すより、会った方が話しやすい。」と伝えてくれた。相談調査専門員Xは、Aさんに面談を提案し、すぐにAさんとAさんの母（以下、「母」という。）と親子並行面談を実施することになった。Aさんの母の話は、相談調査専門員Yが聞くことになった。

Aさんは、相談調査専門員Xと会ってすぐに、堰を切ったように同じクラスのCさんとのことを話し始めた。Cさんとは、4年生ではじめて同じクラスになり、共通の友人を通じて仲良くなった。Aさんは、Cさんと5年生も同じクラスになったことを嬉しく思い、5年生の1～2学期もよく一緒に行動していたが、最近、突然避けられるようになった。先日、体育でバドミントンのペアを組む時に、いつものようにCさんに「一緒に組もう。」と声をかけると、Cさんは返事をせず、他児童の方に行ってしまった。ほかにも、放課後、AさんがCさんに「家で一緒にカードゲームしよう。」と声をかけたが、CさんはAさんを無視して、その場から立ち去っていった。Aさんは、時折涙ぐみながら、そのようなことをされる心当たりはないと話した。Aさんは、突然のCさんの態度に困惑し、とても傷ついているようだった。

相談調査専門員Xは、Aさんと面談を数回行い、Aさんの気持ちや思いを丁寧に聞き取っていった。Aさんは「なぜCさんがあんな態度を取ったのか知りたい。」「もし自分に悪いところがあるのなら教えてほしい。」という思いを持っていた。相談調査専門員Xは、【これからどうしたいのか】についてAさんと話し合い、Aさんは「自分の思いをCさんに伝えたい」という意向を語った。相談調査専門員Xは、そのための方法をいくつか提案した。

- ① 学校の先生立ち会いのもと、自分で直接Cさんに伝える。
- ② 学校の先生からCさんに伝えてもらう。
- ③ 手紙を書いて、自分でCさんに渡す。
- ④ 手紙を書いて、先生からCさんに渡してもらう。

Aさんは、【②学校の先生からCさんに伝えてもらう。】を選んだ。Aさんと相談調査専門員Xは、先生からどんな内容をCさんに伝えてもらうか、伝えてもらった後はどうなるか等、具体的にシミュレーションしながら、先生への伝え方について考えた。相談調査専門員Xが「先生に話す時に、私も一緒に行くことができるよ。」と言うと、Aさんは「隣にいてほしい。」と相談調査専門員Xの同席を希望した。

母は、相談調査専門員Yに、Aさんのことを「裏表のない明るい性格だが、やや自己主張が強く、言葉がストレートではっきりし過ぎているところがあり、母からみてもAの発言にヒヤヒヤするこ

とがある。」と話してくれた。また、これまで母は、A さんに対して「もっと相手のことを考えて発言しなさい。」と伝えてきたと話した。母は、A さんと日常的な会話はよくするが、学校のことや友達関係については、A さんはあまり話したがるしないとのことだった。

数日後、A さんは、相談調査専門員 X 立ち会いのもと、先生に自分の思いを伝えることができた。先生は、A さんの思いを受け止め、A さんの思いをしっかりと C さんに伝えてくれた。C さんは、今回の件で A さんが深く傷ついていることを知った。いっぽうで、C さんへの聞き取りでは「体育の授業で、A さんとペアでバトミントンの試合をした時に、自分が連続でミスをした。そしたら、A さんから『なんで本気でやらないの！？あり得ない！』と強い口調で言われ、とても嫌だった。自分は一生懸命やっていたのに…」と先生に語っていた。A さんは、自分の何気ない言動が C さんに嫌な思いをさせていることを知った。

A さんは、相談調査専門員 X との面談の中で、C さんと今後どうしていきたいのかについて、自身の思いを整理していった。A さんは「C さんとまた仲良くしたい。一緒に遊びたい。」という思いを語り、自分から先生にその思いを伝えることができた。また、相談調査専門員 X との面談で、「これまでも時々、自分の発言で友達を泣かせてしまうことがあった。」と C さんだけでなく、自身と他の友達との関係についても振り返っていった。

学校は双方の訴えをいじめ事案として取り上げ、丁寧な対応を行った。そして、A さんと C さんの意向もあり、先生立ち会いのもと、謝罪の場が持たれた。そのおかげで、A さんと C さんは、徐々に以前の仲が良かった頃の関係に戻っていった。

その後、A さんは、学校のスクールカウンセラーともつながり、スクールカウンセラーとの面談で「気持ちの伝え方」などの練習を自ら希望して行っているとのことだった。学校は、A さんと C さんの関係を見守り、定期的に声をかけてくれている。

相談調査専門員 X と A さんの最後の面談では、A さんは「今度の休みに、C さんを含めた友達 4 人で〇〇に遊びに行くんだ！」と楽しそうに教えてくれた。そして、「あの時勇気を出して、自分の思いを先生に伝えてよかった。」と柔らかい表情で話した。

A さん、C さんともにいじめの被害者でもあり、加害者でもあったケースです。いじめ問題は、被害者と加害者の立場が入れ替わることが少なくありません。

A さんは、相談調査専門員とじっくり話をしていく中で、自分の思いを言語化し、C さんとの関係を振り返ることで、自分の思いを先生に伝えることができました。その後、学校が双方の思いを代弁し、A さんと C さんがお互いの思いや気持ちを知り、謝罪の場も持たれたことで、関係修復までいきました。

自らおおつつこ相談チームに相談し、先生の助けを借りた上で、C さんと関係修復できたという体験は、A さんの援助希求力を高めることにつながったのではないかと思います。

また、当該事案は、いじめ問題を契機に、A さんがスクールカウンセラーとつながることができました。スクールカウンセラーとの面談の中で、ソーシャルスキルトレーニングを行うなど、A さんが友達と適切な関わりが持てるよう支援していくことになったことも大きな実りであったように思います。

■ 事例 2 中学校 2 年生 B さんの場合 子どもからの相談【クラスメイトからのいじめ】中・長期対応

夏休みを間近に控えた頃、中学校 2 年生 B さんから相談調査専門員 X 宛の相談電話が入った。相談調査専門員 X が、B さんと初めて出会ったのは、小学校 5 年生の秋頃である。B さんの母（以下、「母」という。）が、「おおつつこほっとダイヤル」へ電話相談したことをきっかけに親子でおおつつこ相談チームへつながった。初回相談時、B さんは、同学年の児童等からいじめを受けたことをきっかけに不登校状態となっていたため、相談調査専門員 X は、複数回にわたって B さんとの面談を実施した。そして、B さんの了承を得たうえで、学校・保護者・いじめ対策推進室が連携しながら、B さんの気持ちや意向を中心としたいじめ問題の解決を目指した。その結果、B さんは、安心して登校を再開することができるようになる。その後も B さんと相談調査専門員 X は、月 1 回ほどのペースで面談を継続していたが、小学校卒業間近の面談の最後に、B さんは、「今は、悩みや不安などはないため、中学校からはもう大丈夫です。今までありがとうございました。」とスッキリした表情で話した。そのため、相談調査専門員 X から「相談したいことがあれば、またいつでも連絡してほしい。」という旨を伝えて、相談終結としていた。

B さんからの相談は約 1 年ぶりであったが、B さんは、「久しぶりの電話相談でやや緊張したけど、相談調査専門員 X さんがまだいてくれてよかった。」と担当の相談調査専門員が在籍していることに安堵した様子で、友人関係における悩みについて話し始めた。

1 年生時は、楽しく学校生活を送ることができていたが、2 年生になってから、同じクラスになった生徒 D（以下、「D さん」という。）から嫌がらせを受けているとのこと。ゴールデンウィーク明け頃から、体育の授業中にわざとぶつかられたり、筆箱をゴミ箱に捨てられたりするなどの嫌がらせを度々受けている。一度、担任教諭が間に入って直接話し合いをし、「お互いに距離を取る」という約束をしたことで、上記の行為はなくなったが、睨まれたり、陰口を言われたりすることが続いているとのこと。

相談調査専門員 X は、B さんが一通り話し終わるまで傾聴し、「そんなことがあったんだね。それで、B さんは、どうしたいと思っているの？」と尋ねると、B さんは、少し沈黙した後に、「うーん、イヤな思いはしているけど、すぐに何かしてほしいわけではなく、ただ話を聴いてほしかった。」「今は、味方になってくれる友人もいるので、今のところ自分でなんとかできるかな。」と答えた。相談調査専門員 X は、B さんの意向を尊重しつつ、一方で、いじめ行為が続くことを心配している旨を伝え、継続相談を促した。B さんが、以前のように自宅近くの市民センターでの面談を希望したため、市民センターの和室を利用して 2 週間に 1 回ほどのペースで面談を実施することにした。

B さんが、おおつつこ相談チームへ架電していることについては母も知っているとのことであったので、B さんの了承を得たうえで、母へも連絡を取った。母は、中学校進学後の B さんの様子について簡単に話してくださり、「B は、もう中学生なので、親や先生には話しにくいこともあると思う。学校や家庭以外の身近な存在として B の話を聴いてもらえるとありがたい。」と面談を継続していくことに理解を示してくださった。

B さんは、何度か面談を重ねるうちに、D さんからのいじめ行為については、改めて担任の先生に相談することに決めた。担任の先生に相談すると、すぐに学年団の先生で聞き取り及び指導がな

されたようで、Bさんは、先生立会いのもと、Dさんから謝罪を受け、同じことを繰り返さないという約束をしてもらえた。その後、同様の事案は起こっていないとのことで、スッキリした表情をみせる。

Bさんとの面談の中では、学校における対人関係の悩みだけでなく、部活や進路、家族との関わり方などさまざまなことが語られた。Dさんからのいじめ行為が解消してからは、徐々に月1回ほどのペースでの面談となり、Bさんは、年度末の面談にて「今は、悩みなどもなくスッキリした気持ちです。3年生になったら部活動に専念しようと思っているので、一旦、面談を終わりにしたい。」という相談終結を希望した。相談調査専門員Xから、「また何かあれば、いつでも連絡を待っているからね。」と伝えると、Bさんは、「気軽に相談できる場所があるっていいですね。」と笑って答えた。

過去にいじめの相談を受け、いじめが解消して相談終結になった後、再度、子どもが相談してきたケースです。初回相談時には、保護者・学校・いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）の三者が連携し、子どもが安心感を取り戻すことを優先しながら、子どもの意向に沿った問題解決を目指しました。いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）では、いじめ問題の解消後もしばらく相談を継続し、子どもの意向を確認したうえで相談終結とします。そのような対応が、相談終結後にもBさんが、主体的に悩みや困りを相談してきてくれたことにつながったのではないかと感じます。

Bさんのように「ただ話を聴いてほしいだけ。」「すぐに何かしてほしいわけではない。」という思いを持つ子どもは少なくありません。当該事案を通して、まずは、子どもの気持ちや意向を受け止め、大人の解決策を押し付けるのではなく、本人が安心して行動選択できるようにサポートしていくことの大切さを改めて学ぶことができました。また、当該事案は、初回相談時と同じ相談調査専門員が対応しており、子どもが安心して相談できる条件には、やはり信頼関係があるように感じます。私たち、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）は、めまぐるしく変わる時代の中で生きる子どもたちが、安心して相談できる窓口となれるように今後も相談及び啓発活動に努めていきます。

コラム

おおつつこ相談チームへ相談してくれる子どもたちの悩みはさまざまです。友だち関係、兄弟関係、親子関係、教員との関係など、日常生活の中での人間関係の悩みがほとんどです。

子どもたちは、ドキドキしながら、おおつつこほっとダイヤル0120-025-528に電話をかけます。2～3回のコール音の後、「はい、おおつつこほっとダイヤルです。」という声が聞こえます。第一声がなかなか出せず、数秒の沈黙の時間が流れることもあります。その少しの「^ま間」は、相談してくれた子どもにとって、とても大切な時間だと思っています。

昨今、私たちを取り巻く社会のスピードがどんどん速まっているように感じます。子どもたちは、スマホやタブレットを利用すれば、好きな時に好きな場所で、好きなコンテンツを観ることができます。YouTube や TikTok などは、視聴者が興味を引くようにテンポよく編集されていて、どんなことでも、簡単にできるかのように錯覚してしまう動画もあります。

そのような動画のほか、ドラマや映画などを2倍速で観るということもあるようです。つまらないと感じたら、さっさと次へ移っていき、自分が満足するものだけを選択していきます。そこには、本当は必要な「^ま間」や「余韻」といったものがなく、いつも何かに追い立てられているように感じます。あわただしい生活の中で、自分のところとゆっくり向き合う時間が少なくなっているのではないのでしょうか。何もせず、ぼんやり過ごす一日があってもいいはずです。自分のところと対話する時間は、誰にとっても大切な時間であり、そのために必要な「^ま間」があるのではないかと思います。

最初は不安そうにしている子どもも、ゆっくりと話を聴いているうちに、少しずつ自分のモヤモヤした思いを語ってくれます。電話の向こうに自分の思いを聴こうとしてくれている人がいることが分かれると、緊張感が少し和らいでいきます。人との関係で、こころが疲れることもありますが、人とつながることで得られる安心感もあるのです。

子どもと何度か相談を重ねると、おおつつこ相談チームが、その子どもの「安心(安全)基地」の一つとなっていくます。人は、守られているという安心感があると、そこから外の世界へ冒険に出かけることができます。不安になれば、戻ってきて休めばいいのです。人は不安な時に、誰かにくつつくことで安心感を得ようとします。子どもは、特定の人との精神的なつながりで、安心を取り戻すことができるのです。

子どものこころは、とても複雑です。いろいろな場面で、いろいろな感情が揺れ動いています。情報があふれている社会では、ネガティブな感情は負のイメージとされがちですが、どんな気持ちも自分自身の気持ちであると受け止めることは大切なことです。人は、人との対話や交流から、自分の大切さを実感していきます。無条件で自分を受け入れ、あるがままの自分を認めてくれる人が周りにいることで、自分を尊重するこころが育まれます。目の前の子どもとの時間を共有しながらの対話が、「余韻」を残すものであってほしいと思います。

相談調査専門員 小田聡子

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和5年度の守る委員会では11回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。

第1回 令和5年4月10日(月)	第7回 令和5年11月27日(月)
第2回 令和5年5月15日(月)	第8回 令和5年12月26日(火)
第3回 令和5年6月30日(金)	第9回 令和6年1月26日(金)
第4回 令和5年7月24日(月)	第10回 令和6年2月27日(火)
第5回 令和5年9月22日(金)	第11回 令和6年3月15日(金)
第6回 令和5年10月30日(月)	

2 委員活動

守る委員会では、定例会以外に、委員が、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書の作成等を含む活動を行っております。

令和5年11月8日(水)	大津市内小学校における事案対応に関する協議、助言
令和6年3月28日(木)	大津市内小学校における事案対応に関する協議、助言

参考 資料編

1 条例及び規則

(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例

平成25年2月19日／条例第1号

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- (2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(市の責務)

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的实践力を育成しなければならない。

2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。

3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。

5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念ののっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。
 - (2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。
 - (3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。
 - (4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。
 - (5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。
 - (6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。
 - (7) いじめに関する相談体制等に関すること。
 - (8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。
- 3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年、活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

平成25年 3月29日／規則／教育委員会規則／第1号
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があったときは、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同法第69条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和5年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50 音順)

立命館大学大学院教職研究科教授

かすがい としゆき
春日井 敏之

スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー

社会福祉士

ささき ちさと
佐々木 千里

立命館大学非常勤講師

臨床心理士

公認心理師

とくだ きみこ
徳田 仁子

京都光華女子大学健康科学部心理学科教授

弁護士（大阪弁護士会）

はしもと としかず
橋本 俊和

臨床心理士

公認心理師

まつしま ひであき
松嶋 秀明

滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授

※役職は、令和5年度時点のものです。

令和6（2024）年7月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津2F

電話 077-528-2826